

基本政策Ⅲ 健やかで心ふれあうまちづくり

政策1 みんなで支え合い福祉の心を築くまちづくり

■ 取り組み状況と成果

●福祉コミュニティの構築

地域福祉推進体制整備の一環として保健福祉推進協議会を設置し、市民が健康で生きがいを持ち、生涯を通じて安心して過ごせるよう、体系的・総合的な保健・福祉事業の推進体制を整備しました。

さらに、地域における相互扶助体制の整備として、災害に強いまちづくり推進プロジェクトによる検討を行い、要援護者名簿を作成しました。

また、社会福祉団体に事業の助成支援を行い、団体の育成を図っています。

●障がい者福祉の推進

平成21年度に第2期障害福祉計画を策定し、障害者自立支援法に基づき広く事業を展開しています。

●生活保障・自立支援の推進

国の基準に基づき、訪問調査活動の充実による実態把握及び援助方針の適用による自立に向けた生活指導・就労支援の推進を行っています。

■ 現状と課題

●ともに支え合う地域社会の構築

少子高齢化や核家族化により、家庭や地域での連帯意識が希薄化しています。このような状況のなか、福祉や保健に対するニーズは多様化し、地域社会の果たす役割は非常に大きなものとなっています。本市では、行政・民間事業者・市民グループなどさまざまな組織・団体によって福祉サービスが提供されています。すべての市民が個人の尊厳を保ちつつ生きがいをもった生活を営むために、住み慣れた地域で生活しながら、あらゆる場面で地域とかかわりを持っていくことが重要です。このため、高齢者や障がい者など福祉サービスが必要な人への専門的な援助を行うとともに、地域で自立し、社会参加できる支援体制の構築が必要です。

●障がいのある人の生きがいある生活に向けて

障がいのある人を取り巻く環境は、本人とその家族の高齢化、国の新たな障がい者制度改革に対応した福祉サービス提供の在り方などが、大きく変化しています。こうしたなか、障がいのある人もない人も互いに支えあい、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会をめざすノーマライゼーション¹⁷の理念に基づき、障がいのある人の自立と社会参加を支援していくことが求められています。

このため、障がいのある人が生きがいある生活を営むことができるよう、的確な情報提供、就労に向けた職業相談などの相談支援体制の整備や社会参加への取り組みを進めるとともに、増大・多様化するニーズに対応したサービスの供給体制の充実を図ることが必要です。

●生活保護世帯の自立支援

近年の厳しい雇用情勢などから本市の要保護世帯数¹⁸は年々増加しています。今後とも、生活保護制度の適切な運用による生活支援に努めるとともに、個々の状況に応じた相談・指導を充実し、要保護世帯の経済的・社会的な自立を図っていくことが求められています。

¹⁷ ノーマライゼーション

障がいのある人と健常の人と、お互いが区別されことなく、社会生活することが本来の望ましい姿であるとする考え方。

¹⁸ 要保護世帯数

病気や障がいなどで働けなくなったり、失業して収入が無くなったり、働いていても収入が少なかったりして生活に困る場合があります。そのようなときに、生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障され、自分の力で生活していけるようになるまで支援を受けている世帯の数を言います。

■ 施策の方向

(1) 地域福祉の推進

福祉サービスを必要とする人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域とかわりをもちつつ社会福祉協議会等との連携を図り、福祉・保健に関する専門的な支援を受けながら、自立と社会参加が容易にできる地域づくりを推進します。

また、障がいの有無や年齢にかかわらず、すべての人にとって分かりやすく暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、福祉施策全般の根幹となる地域福祉計画を策定します。

[主要事業]

- ▶ 地域福祉推進体制の充実
- ▶ 地域における相互扶助体制の整備
- ▶ 社会福祉団体の育成

(2) 障がい者福祉の推進

障がい者や障がい児が地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、就業・教育支援や社会活動への参加を進めます。

[主要事業]

- ▶ 障がい者の就労支援と社会参加の促進
- ▶ 障がい福祉サービスの充実
- ▶ 障がい者の相談支援体制の充実
- ▶ 成年後見制度¹⁹の推進

(3) 生活保障・自立支援の推進

生活困窮世帯の的確な実態把握に努め、低所得者世帯の生活の安定を図ります。

また、相談や指導、雇用対策を進め、被保護世帯の自立を促進します。

[主要事業]

- ▶ 生活保護制度の適切な運用
- ▶ 要保護世帯の自立支援

¹⁹ 成年後見制度

認知症や知的障がい者など判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にその契約を取り消すことができるようにすることによって、不利益から守る制度のことを言います。

■ 政策の達成目標 【成果指標】

指標名	指標の説明	指標の算出方法	前期基本計画 策定時値		現況値		目標値
福祉ボランティア登録者数	介護・福祉に関する市民の関心度合いを示す指標	市社会福祉協議会に登録している福祉ボランティアの数	1,233人	H16	3,973人	H21	4,500人
日常生活で孤独を感じる一人暮らし高齢者の割合	独居高齢者に対する地域の見守りや支援の状況を示す指標	独居高齢者のうち「日常生活において孤独を感じる」と答えた人の割合	—		24.3%	H21	23.0%
障がい者が障がい福祉サービスを利用した回数	障がい者の生活自立支援の状況を示す指標	1年間に障がい者一人あたりが障がい福祉サービス（自立支援給付、訓練等給付、地域生活支援事業等）を利用した回数	4.3回	H16	6.8回	H21	9.0回

※ 前期基本計画策定時値が「—」で表示してあるものは前期基本計画策定時値が明らかでないことを表します。



政策2 いつまでも自分らしく生きられるまちづくり

■ 取り組み状況と成果

● 自立と生きがいがづくりの推進

第5次高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らしていただけるよう、友愛訪問²⁰、ふれあいペンダント事業²¹、高齢者タクシー・バス利用料金助成事業等の在宅福祉サービスの提供に努めてきました。

また、高齢者社会活動推進事業として、ねんりんピック²²への参加、高齢者と子どもの帰り道ふれあい事業等により生きがいがづくりの推進を図りました。

● 介護保険制度の適正運営

第4期介護保険事業計画を策定し、自立支援のため介護予防事業として、運動機能向上事業、いきいきサロン等の取り組みを推進しました。

また、要介護認定、ケアマネジメント、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化のため、地域包括支援センター²³を中心とした適切なサービス提供、運営に努めました。



²⁰ 友愛訪問

月2回、75歳以上の一人暮らし高齢者の自宅を訪問し、安否確認を行うとともに、乳酸菌飲料などを支給するサービスを言います。

²¹ ふれあいペンダント事業

一人暮らしで虚弱な65歳以上の高齢者を対象に、急病や事故など緊急に助けが必要な時に、速やかな援助や支援ができるよう24時間体制で消防本部と電話回線で結ぶ「ふれあいペンダント(緊急通報システム)」を設置(貸与)する事業を言います。

²² ねんりんピック

全国健康福祉祭の愛称。60歳以上の高齢者を中心とするゲートボールや卓球、テニスなどの各種スポーツ競技や美術展、音楽文化祭などの文化イベントや健康福祉機器展、子どもフェスティバルなど、あらゆる世代の人たちが楽しめる総合的な祭典。

²³ 地域包括支援センター

平成17年に改正された介護保険法により新たに位置づけられた機関で、介護保険が適用されない人に対しても、その人が要支援・要介護状態にならないように介護予防サービスなどを提供しています。

■ 現状と課題

● 高齢者へのきめ細かな支援

本市は市民のほぼ5人に1人が65歳以上の高齢者で、ほぼ4人に1人が高齢者である県の平均に比べて高齢者の割合は低くなっています。しかし、5年前は7人に1人が65歳以上の高齢者でした。高齢化率の推移をみると、高齢化の進行をうかがうことができ、本市においても住民の高齢化は深刻な問題になりつつあります。

こうしたなか、高齢者が住みなれた地域でいきいきと暮らせるよう、寝たきり予防対策などの健康づくりや日常生活の支援など、きめ細かな対策が求められています。また、生きがいのための積極的な社会活動への参加とその支援策も重要となります。

● 健全運営ができる介護保険制度への対応

本市の介護保険の認定率（要介護・要介護認定者の第1号被保険者²⁴に対する割合）は、平成22年3月末で13.9%となっています。これは県平均14.6%を下回っていますが、本市でも高齢化が進み、介護保険給付費は増加傾向となっています。

今後も高齢者の増加が予想されることから、介護予防対策に重点を置いた介護保険制度の健全運営が課題となります。また、地域包括支援センター運営協議会を活用して、住み慣れた地域で介護サービスを受けられるよう地域密着型サービスの拡大を推進することが求められています。



²⁴ 第1号被保険者

65歳以上の人全員を言います。

■ 施策の方向

(1) 高齢者福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して自立した生活が送れるよう、在宅福祉サービスの推進に努めるとともに、高齢者がいきいきと暮らせるよう、各種スポーツ大会や教養講座などの生きがいと健康づくり対策の充実を図ります。

[主要事業]

- ▶ 高齢者生きがい・健康づくり事業の充実
- ▶ 高齢者在宅福祉サービス事業の推進

(2) 介護保険制度の充実

要介護となる恐れがある人を対象に、身体機能の維持や健康増進を図る介護予防対策を進めます。また、介護・福祉・医療などの中核的支援機関として地域包括支援センターの健全な運営を推進します。介護保険制度については、低所得者層にも配慮しながら運営の健全化に努めます。

また、高齢者がその意志を十分尊重され、不等な不利益を被ることのないよう、あらかじめ代理人を選任できる成年後見制度を推進します。

[主要事業]

- ▶ 介護保険制度の健全運営
- ▶ 介護予防の推進（地域支援事業の推進）
- ▶ 地域包括支援センターの健全運営
- ▶ 成年後見制度の推進

■ 政策の達成目標 【成果指標】

指標名	指標の説明	指標の算出方法	前期基本計画 策定時値		現況値		目標値
高齢者の社会参加活動と交流事業への参加の数	高齢者の生きがい対策や社会貢献の状況を示す指標	過去1年間にボランティアや地域活動をしたことがある高齢者の延べ人数	4,745人	H16	4,128人	H21	5,300人
介護保険サービスの満足度	介護保険サービスに対する評価を示す指標	市民アンケート調査において、満足傾向の回答をした人の割合	—		54.4%	H20	65.0%
介護保険認定者の割合(65歳以上の高齢者のうち)	高齢者福祉サービスの認定状況を示す指標	介護保険の認定を受けた人の割合	13.7%	H16	13.9%	H21	14.1%

※ 前期基本計画策定時値が「—」で表示してあるものは前期基本計画策定時値が明らかでないことを表します。



政策3 安心して子育てができるまちづくり

■ 取り組み状況と成果

●次世代育成支援行動計画の策定

平成17年3月に策定した次世代育成支援行動計画に基づき、子育て支援策を推進しました。
竜王南及び竜王ふれあい館の2児童館の新設により、市内全小学校区へ児童館が設置されました。

また、不妊相談や不妊治療への助成、ひとり親家庭の自立支援のための母子自立支援員の設置、父子家庭への児童扶養手当の支給、ファミリー・サポート・センター²⁵の設立、子ども医療費助成の対象年齢を小学校6年生まで引き上げを行うなどの施策を実施しました。

さらに、平成22年3月には、次世代育成支援後期行動計画を策定し、111項目に及ぶ子育て支援事業に取り組んでいます。

●保育サービスの充実

保育料の国の基準額に対する軽減率30%を継承しました。また、県の安心子ども基金を活用し、休日保育、病児・病後児保育等を実施する私立保育園の設立支援を行いました。

さらに、公立保育園園舎の耐震診断を実施し、危険箇所を把握するとともに、将来の保育園・幼稚園の在り方を検討する協議会を立ち上げ、保育園整備計画について検討しています。



²⁵ ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい依頼会員と、育児の援助を行う提供会員という会員同士で育児の援助を行う地域の子育て支援システムを推進するセンターのことを言います。

■ 現状と課題

● みんなで支える子育て支援

地域の子育て力を高めるため、市と地域が協力し、地域のマンパワー、施設を活用した施策が求められています。

また、子育ての孤立感や育児への不安感をもつ親が増加しており、相談や情報提供などの心の支援が必要となっています。安心して子どもを産み育てることができる環境構築のため企業に向けたワーク・ライフ・バランスを促進する啓発活動の推進も課題となっています。

● 児童福祉サービスの多様化

女性の社会参加の拡大等により、保育ニーズの多様化が予想され、ニーズに応じたサービスの充実が求められています。また、老朽化した園舎の耐震化など、保育園整備の推進が重要な課題となっています。

一方、社会問題化している児童虐待への適切な対応や、経済的な自立が困難なひとり親家庭に対する支援など、子どもの権利保護と健やかな育成のための支援が求められています。



■ 施策の方向

(1) 次世代育成支援対策の充実

安心して子育てができるよう、地域での育児支援、子育て中の家庭や働く親などを対象とする相談・情報提供、経済的支援などを行います。

また、子育てと仕事が両立できるよう、父親の育児休暇の取得や母親の就労支援などに向けた企業・社会の意識の醸成や環境づくりを進めます。

[主要事業]

- ▶ 地域で支える子育ての支援
- ▶ 母子保健の充実
- ▶ ゆとりある子育ての支援

(2) 児童福祉の推進

今後の保育需要に対応した保育園数と定員、保育サービスの提供に努めます。また、児童虐待の未然防止・早期発見、一時的に養育困難な幼児を持つ家庭への支援や、ひとり親家庭などへの自立支援を行い、幼児と家庭の安心の確保に努めます。

なお、子ども・子育て新システムにおける保育所と幼稚園の一体化については、地域の実情に応じた移行計画を策定するなど、制度の活用に努めます。

[主要事業]

- ▶ 保育サービスの充実
- ▶ 保育園の耐震化とあり方の検討
- ▶ 児童と家庭の安心の確保

■ 政策の達成目標 【成果指標】

指標名	指標の説明	指標の算出方法	前期基本計画 策定時値		現況値		目標値
合計特殊出生率	子育て支援による成果を示す指標	1年間に15歳から49歳までの女性一人あたりが産んだ子どもの数	1.54	H16	1.61	H21	1.64
ファミリー・サポート・センターの利用件数(年間)	女性の就業支援の状況を示す指標	ファミリー・サポート・センターの利用実績(年間利用件数)	0件	H16	2,649件	H21	2,800件
放課後児童クラブ及び児童館・児童センターの利用者数(年間)	子どもを育成するための地域環境の整備状況を示す指標	放課後児童クラブ、児童館・児童センターの年間延べ利用者数	167,803人	H16	194,331人	H21	237,600人

政策4 健康的に暮らしていけるまちづくり

■ 取り組み状況と成果

● 自らの健康づくりの推進

平成20年3月に「健やか かい21」健康増進計画を策定し、「自分の健康は自分で守る」を基本に市民が健康づくりに取り組んでいけるよう支援してきました。

また、総合健診・人間ドック・各種がん検診の実施を通じて疾病の早期発見、早期治療に努め、生活習慣の改善に向けて保健指導を行いました。

予防接種の実施によって伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に努め、任意予防接種の接種費用助成制度は、県内の他の自治体に先駆け三種類の予防接種²⁶ についての導入を行いました。

さらに、プール等を利用した各種教室を開催し、市民の生活習慣病の予防を推進しました。

● 医療体制の充実

小児救急をはじめ休日夜間などに適切な治療が受けられるよう救急医療体制を推進しました。

● 国民健康保険制度等の充実

平成20年3月に「甲斐市特定健康診査等実施計画」を策定し、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣病を予防するために特定健康診査及び保健指導の強化を図りました。

また、医療制度改革の一つとして平成20年4月に発足した後期高齢者医療制度は、山梨県後期高齢者医療広域連合において運営されています。



²⁶ 三種類の予防接種

医師と本人または保護者が判断して接種する「任意予防接種」(接種費用は自己負担)のうち、子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンのことを言います。市では平成22年4月から費用を全額助成しています。

■ 現状と課題

●健康づくりの推進

高齢化が進む中で、わが国の平均寿命が女性86歳、男性79歳に達し、健康寿命（生涯を健康に過ごすことができる期間）を延ばすことが重要な課題となっています。本市では平成21年に生活習慣が要因となる悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患による死亡が全体の約6割を占めています。このような状況に対応するため、平成20年度から内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム²⁷）に着目して生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）が義務づけられ実施しています。また、本市においては各種がん検診の項目が充実し、さらに40歳以上の住民は検査料金が無料という受診しやすい体制を整えています。しかし、このような体制を整えているにもかかわらず受診率が低いという現状です。受診率が向上するようさらなる対策の強化を図っていく必要があります。

今後さらに、市民が健やかな生活を送るためには、発病を予防する「一次予防²⁸」に重点を置いた対策の推進とともに、自主的な健康づくりを地域や社会で支援していく環境づくりが求められています。

●恵まれた医療環境

本市では、平成22年4月現在、病院が4ヵ所、一般診療所が44ヵ所、歯科診療所が28ヵ所開設されています。また、隣接市には専門医療機関として、山梨大学医学部附属病院、国立病院機構甲府病院、県立中央病院などが整備され、医療体制が恵まれた環境にあります。

今後、日常の健康管理等を行い、疾病予防を進めるためには、初期包括医療（プライマリー・ヘルス・ケア²⁹）が重要であり、地域医療機関とのさらなる連携強化が求められています。一方、休日夜間の救急患者に対しては、初期救急から3次救急³⁰までの医療体制が整っています。また、小児救急についても、小児初期救急医療センターを拠点に体制が整い、運営されています。

●求められる安定的な国民健康保険運営

本市の国民健康保険加入世帯は、平成22年3月末で11,344世帯（約4割）で、加入者の高齢化・医療技術の高度化等による医療費の増加等のため、厳しい運営を強いられており、平成22年度は国民健康保険税の改正を行いました。今後も安定的な運営を図るため県単位による広域化の推進等が課題となっています。

また、後期高齢者医療制度については、新制度に向けての検討が国において進められており、本市においても迅速かつ適切な対応が必要となります。

²⁷ メタボリックシンドローム

腹囲が男性で85cm・女性で90cm以上で、これに加えて高血圧、高血糖、高脂血症のうち2つ以上が該当する状態を言い、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症リスクが高いと言われています。

²⁸ 一次予防

病気になるように、普段から健康増進に努めることを言います。

²⁹ プライマリー・ヘルス・ケア

プライマリーとは「最初の」「最も重要な」などを意味する言葉で、ここでは「住民に最も身近な」という意味合いを持っています。ヘルス・ケアは「健康づくりに取り組む」ことを意味します。したがって、プライマリー・ヘルス・ケアとは住民に最も身近な地域の、住民にとって最も重要な健康づくりの取り組みのことを言います。

³⁰ 3次救急

最も重症な患者を対象とする救急医療を言います。

■ 施策の方向

(1) 自らの健康づくりの推進

生活習慣病を発症したり、介護を必要とする状態に陥ることを防ぐため、自ら生活習慣を改善できるよう、継続的に個別健康教育・相談を行い、市民の健康意識の向上と健康管理に対する正しい知識の普及に努めます。

また、総合健診等の受診率向上に向けた対策の強化を図り「自らの健康は自らが守る」を基本に心身ともに健やかな生活が送れるよう取り組むとともに、感染症のまん延防止に努めます。

さらに、健康保持の基本となる「食」の重要性を盛り込んだ食育推進計画を策定します。

[主要事業]

- ▶ 健康づくりへの支援
- ▶ 生活習慣の改善指導
- ▶ 感染症予防の推進

(2) 医療体制の充実

医療が必要な時には、まずかかりつけ医に相談し、受診をするという体制を浸透させ、病院と診療所の適切な連携を促進します。

また、小児救急をはじめ休日夜間などに適切な治療が受けられるよう、救急医療体制を推進します。

[主要事業]

- ▶ 地域医療体制の充実
- ▶ 救急医療体制の充実

(3) 国民健康保険制度等の充実

安定的な国民健康保険制度の運営と保健事業の充実に努めるとともに、後期高齢者医療制度への適切な対応を図ります。

[主要事業]

- ▶ 国民健康保険制度の安定的運営の推進
- ▶ 後期高齢者医療制度への適切な対応

■ 政策の達成目標 【成果指標】

指標名	指標の説明	指標の算出方法	前期基本計画 策定時値		現況値		目標値
健康づくりに関心を持っている人の数	健康づくりに取り組んでいる市民の状況を示す指標	保健福祉センターの利用登録者数	1,103人	H16	3,048人	H21	4,000人
国民健康保険加入者の健康診断の受診率(年間)	心身の健康維持への支援の状況を示す指標	基本検診(総合検診と人間ドック)の受診者数÷基本検診の対象者数×100	67.2%	H16	38.8%	H21	50.0%
市民一人あたりの医療費(国民健康保険)	健康づくりへの支援の成果を示す指標	国民健康保険加入者が年度内に使用した一人あたり医療費(10割分)の額	295,079円	H16	248,546円	H21	400,000円

